



高橋 和雄 様

鎌倉市廃棄物減量化等推進員を委嘱します  
期間は令和4年（2022年）7月19日から、  
令和5年（2023年）3月31日までとします

令和4年（2022年）8月2日

鎌倉市長 松 尾 崇



# 鎌倉市廃棄物減量化等推進員証

高橋 和雄

委嘱期間

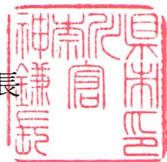
令和4年(2022年)7月19日から

令和5年(2023年)3月31日まで

上記の者は、鎌倉市廃棄物減量化等推進員  
であることを証明する。

令和4年(2022年) 8月2日

鎌 倉 市 長



## 鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例(抄)

### (廃棄物減量化等推進員)

第13条 市長は、減量化、資源化、廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持について熱意と識見のある者のうちから、廃棄物減量化等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量化等推進員は、減量化、資源化、廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持のために市が実施する施策への協力その他の活動を行う。

## 鎌倉市廃棄物減量化等推進員要綱(抄)

### (活動)

第4条 条例第13条第2項に規定する推進員の活動は、次のとおりとする。

- (1) ごみの減量化、資源化の促進及び指導に関すること。
- (2) ごみの適正排出に関すること。
- (3) ごみの不法投棄防止に関すること。
- (4) 市と地域との連絡調整に関すること。
- (5) 会議等の出席に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めた事項。